

ばいっ子すくすく計画（第5次）（素案）

～ 子どもの健全育成に関する基本計画 ～



名張市

目次

第1章 計画の概要	4
1. 計画の趣旨	4
2. 計画の見直し	4
3. 見直しの内容	4
4. 計画の性格	5
5. 計画の構成	6
6. 計画期間	6
7. 計画の位置付け	6
8. 推進体制.....	7
第2章 計画の基本的な考え方	8
1. 基本理念	8
2. 基本的視点	8
3. 取組方針	9
第3章 行動計画・行動指針	11
I 生きる	11
II 育まれる	15
III 守られる	24
IV 参加する	27

※第4章以降は、令和2年度に改訂したことから、今回は対象外のため、素案には記載をしていません。

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

本市では次世代を担う社会の宝である子どもたちの権利を保障し、心身共に健全に育むことを目的に平成18年3月に市で初めての議員提案による「名張市子ども条例」(以下「条例」といいます。)を制定しました。この条例の下、平成21年3月に具体的にどのように行動していくべきかをまとめた「ばりっ子すくすく計画」(以下「基本計画」といいます。)を策定し、その後3年ごとに見直しを行いつつ、各種施策の全庁的な取組を推進してきました。

こうした中、我が国の子どもを取り巻く環境は、本格的な少子高齢社会を迎え、ライフスタイルの多様化、核家族化、家庭での教育力低下、地域のつながりの希薄化が進むなど、大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子どもや子育て家庭に深刻な影響を及ぼすとともに、「新しい生活様式」など日常生活の見直しが求められています。

一方で、児童虐待・不登校などは増加傾向にあり、さらに、ヤングケアラーといった、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもへの対応や、家庭・学校とは異なる子どもの居場所の重要性が高まっています。

そうしたことから、本計画は、これまでの基本計画の基本的な方向性を踏襲し、更なる施策の推進に取り組みます。

2. 計画の見直し

基本計画は、策定後3年ごとに必要に応じ見直すことが規定されていることから、子どもの権利を保障するために設置された「名張市子ども権利委員会」において、見直しの協議を行ってきました。

また、基本計画の見直しに当たり、その検討資料とするために、子どもの権利に関する実態・意識についてのアンケート調査を実施しました。

調査は、令和3年5月に市内小中学校の児童生徒のうち小学5年生及び中学2年生を対象に実施し、合計1,146件の回答がありました。

3. 見直しの内容

基本計画策定時において、子どもを健全に育むための6つの主体(市、市民、事業者、保護者、関係施設、子ども)がそれぞれの役割の中で、子どもの大切な4つの権利(生きる、育まれる、守られる、参加する)を保障し、子どもを健全に育成するために取り組んできましたが、その取組を着実に引き継いでいくことが重要であることから、基本計画の基本的な考え方の変更は行わないこととしました。ただし、第4次計画策定以降、社会情勢の変化やそれに伴う本市の施策展開などにより、特に注視すべき取組として次の3つの取組を主に市や関係施設が実施する行動計画に反映するよう見直し、「ばりっ子すくすく計画(第5次)(素案)」を策定しました。なお、「子どもの権利に関する『名張市子ども条例』の啓発」、「発達障がい者支援に対する取組」、「児童虐待防止に対する取組」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「名張市子ども教育ビジョンの推進」、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の推進」、「食育の推進」及び「『名張版ネウボラ』の推進」の項目については、第4次計画に引き続き取組を進めます。

※ 基本計画において「子ども」とは、名張市で学び、暮らし、働く18歳以下の子どもをいいます。

※ 名張版ネウボラとは、これまで本市が実施してきた各種健診や新生児訪問、こども支援センターかみやみやや市民センター等で開く子育て広場、保育所における保育サービス、発達支援等の事業を結び付けるとともに、各地域の「まちの保健室」等にチャイルドパートナーを配置して妊娠・出産・子育ての切れ目な相談・支援を行う取組です。

(1) 困難を抱える子どもや家庭への支援について

全国的に家庭の在り方の多様化や地域コミュニティにおける関係の希薄化が進む中、本市では、従来から、課題を抱える家庭への包括的な相談支援体制の整備や、保育所・幼稚園の窓口一元化等により、各関係機関が連携し、重層的に子ども・子育て支援を行うための体制整備を進めてきました。そのような中、核家族化の進展やコロナ禍の影響を受けて、子どもや子育て家庭は孤独・孤立しやすい環境にあることから、複合的な課題や困難を抱える子ども、家庭などに対し、支援を行います。

また、令和3年6月に制定した「名張市ケアラー支援の推進に関する条例」では、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」についても盛り込んでおり、このことに対しても支援を行います。

全ての子どもに適切な養育環境を確保するとともに発達段階に応じて教育を受ける機会の保障など、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、基本計画の具体的行動に盛り込みます。

(2) 相談支援機能の強化と子どもの居場所づくりの更なる推進

支援を必要とする家庭に育つ子どもやその世帯は、複合的な課題を抱えていることが多く、様々な様態であるのが現状です。このことを早期に発見し、対応するために、地域の「まちの保健室」及びエリアディレクター(包括的相談員)とともに、「地域福祉教育総合支援ネットワーク」により、貧困をはじめ、様々な課題の早期解決に向けて、包括的・重層的支援体制の下、相談支援機能を強化し、また、リンクワーカー(社会的処方士)の養成などを通じた人材育成、体制整備を進めます。

あわせて、市内各地域で開催されている子ども食堂や子どもの居場所づくりに関する様々な活動について、更に活発に活動できるよう、この取組を基本計画の具体的行動に盛り込みます。

(3) 『名張市子ども条例』の啓発に係る取組の更なる充実

令和3年度に実施した「子どもの権利に関するアンケート調査」において、「名張市に子どもの権利を守り、子どもが健全に育つための“約束”(=「子ども条例」)があることを知っていますか。」で、「知っている」と答えた小学5年生は49.3%、中学2年生は34.0%で、目標値の小学生30%、中学生30%をそれぞれ上回りました。

第4次計画でも「子どもの権利に関する『名張市子ども条例』の啓発」を見直し項目として挙げましたが、継続して取組の充実を、基本計画の具体的行動に盛り込みます。

※地域福祉教育総合支援ネットワークとは、複合的な生活課題を抱える市民に対して、ワンストップ窓口で対応するため、「エリアディレクター(包括的相談員)」を置き、行政の縦割りの枠を超えて、また、県や国の機関、民間団体等ともつながりながら、課題を解決するシステムです。

4. 計画の性格

条例では、子どもを健全に育むために、大きく6つの主体、すなわち、市、市民、事業者、保護者、関係施設及び子どもについて、その役割を定めています。(以下、市民を「地域」、事業者を「企業」、保護者を「家庭」、小中学校、保育所(園)、幼稚園、子ども園を「学校等」といいます。)

名張市子ども条例



市民一人ひとりが、子どもを育てる当事者として役割を自覚し、まずはできることから始め、本市が「社会全体で子どもを育てていくまち」として、互いに協働し、次世代を担う子どもたちを幸せに、健やかに育むことを目指します。

5. 計画の構成

基本計画では、子どもの大切な4つの権利(生きる、育まれる、守られる、参加する)を基本的な視点として市、地域、企業、家庭、学校等の取組を計画としてまとめるとともに、子どもについては、子どもが自らの行動としての「生きる」「参加する」権利について位置付けました。

地域、企業、家庭、子どもの行動については「行動指針」、市、学校等の行動については「行動計画」という形で表し、全体として「ばりっ子すくすく計画」としています。

それぞれで取り組むべき具体的な行動項目のうち、例えば家庭の場合、取り組むべき内容は、それぞれの考え方や状況に相違があり、一斉に取り組むべき計画として定めることは適当でないことから、地域、企業、家庭、子どもについては、選択して取り組んでいく項目を「行動指針」として表しています。一方、市と学校等の行動項目については、自らの取組事項であることから「行動計画」として位置付けます。

6. 計画期間

- ・基本計画の計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。
- ・基本計画の進捗状況を毎年、議会へ報告するとともに、市民に公表します。

7. 計画の位置付け

本市では、平成28年度から概ね10年間を計画期間とする名張市総合計画「新・理想郷プラン」を策定し、「元気創造」、「若者定住」、「生涯現役」の3つのプロジェクトを重点戦略として、様々な施策の推進に取り組んでいます。

基本計画は、名張市総合計画に沿い、子どもの権利を尊重し、子どもを健全に育成するために、多様な主体が協力、連携し、子どもを育てるための行動計画及び指針を定めています。また、第4次名張市地域福祉計画や名張市子ども教育ビジョンをはじめとした本市の教育、人権・男女共同参画及び健康づくりに係る各種計画などと整合を図り、連携・補完をする位置付けとしています。

8. 推進体制

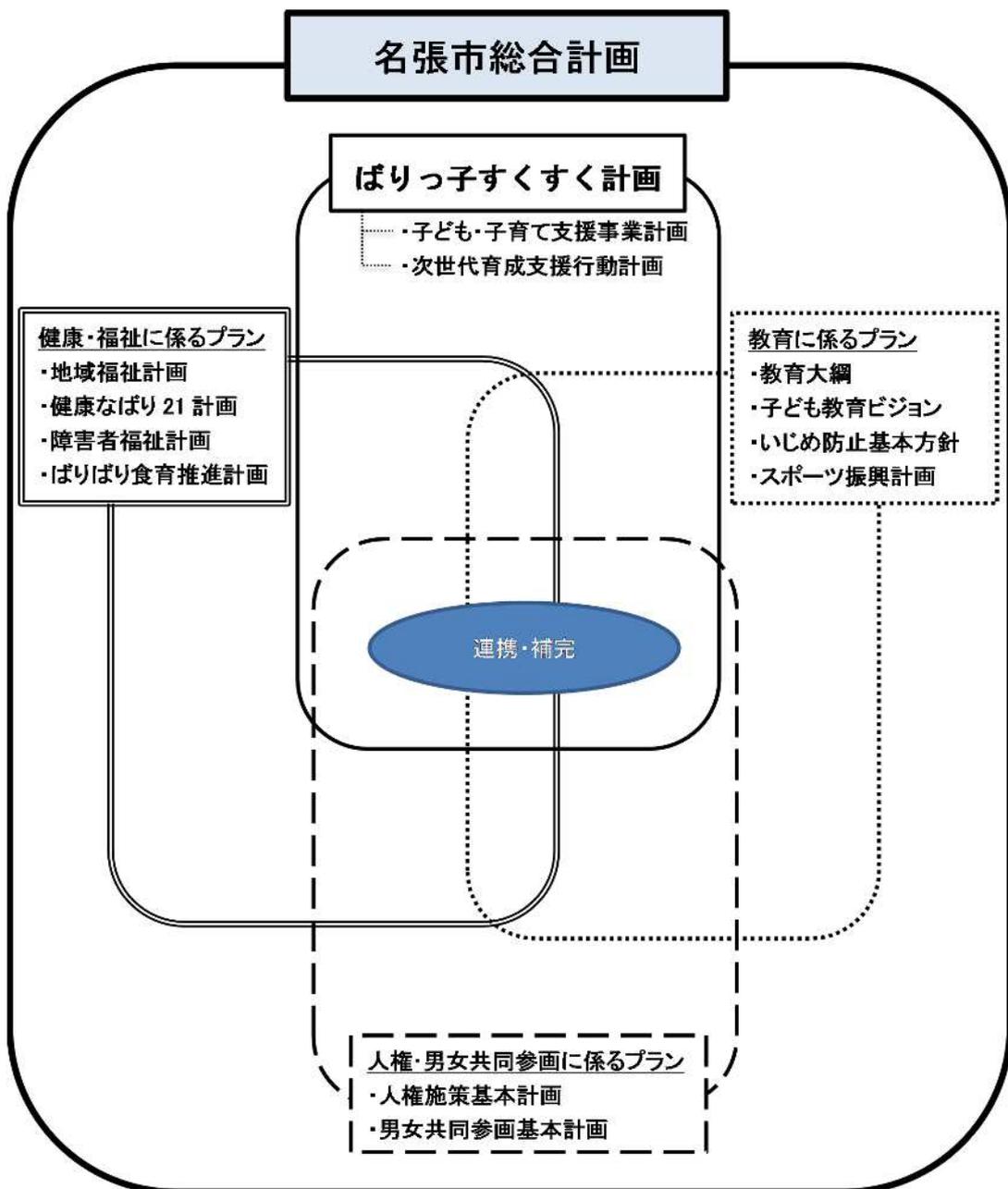
(1) 庁内における推進体制

基本計画に基づく施策を推進するための調整・協議は、各関係室において実施するものとなりますが、全庁的かつ総合的に推進していく取組については、「子ども健全育成推進本部」において調整・協議するものとなります。

(2) 市民参加組織の設置

条例の規定に基づき、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議するために、人権、教育、福祉等子どもの権利にかかわる分野における学識経験者等や市民が参加する「名張市子ども権利委員会」を設置するものとなります。

計画の位置付け（相関図）



第2章 計画の基本的な考え方

基本計画では、条例に定める「子どもの権利保障・救済」と「子どもの健全育成」を市民一人ひとりが自覚し、進めていく取組をまとめています。

1. 基本理念

- (1) 子どもの権利を尊重し、その保障に努める。
- (2) みんなが相互に協力し、子どもの最善の利益を考えながら子どもが安全に安心して暮らし、健全に育つまちづくりに努める。

2. 基本的視点

子どもの大切な4つの権利としての、生きる、育まれる、守られる、参加する権利を基本的な視点として、市、地域、企業、家庭、学校等の取組を、行動計画、行動指針として表しています。

区分	行動計画 (市・学校等の取組)	行動指針 (地域・企業・家庭での取組)
生きる権利 子どもが安心して健やかに生きるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します。 ・子どもの健康を守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全、安心を守ろう。 ・子どもに愛情を持って接し、子どもの人格を尊重しながら育てよう。
育まれる権利 子どもが社会の中で一人の人間としてよりよく育つまち	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育を支援し、明るくいいき子育てができるようにします。 ・地域での子育てを支援します。 ・企業や市民団体の子育てを支援します。 ・社会のルールを守り、自立する心を育みます。 ・地域と共にある学校づくりを進めます。 ・学校教育等を充実させ、生きる力・豊かな心を育みます。 ・困難を抱える子どもや家庭を支援します。 ・職員の専門性の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てを地域で見守ろう。 ・社会のルールをみんなで守ろう。 ・地域で人づくりを進めよう。 ・子育てに企業も一緒に関わろう。 ・ワーク・ライフ・バランスの取組を進めよう。 ・家庭内のコミュニケーションを大切にしよう。 ・家庭のルール・社会のルールを身につけよう。 ・基本的生活習慣を身につけさせよう。
守られる権利 子どもが守られるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、虐待はしません、許しません。 ・地域と共に子どもを守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの見守りと支援の輪をつくろう。 ・子どもの見守りに企業も参加しよう。 ・家庭から有害環境をなくし、プライバシーを守ろう。
参加する権利 子どもが自ら参加するまち	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが積極的に参画できる機会と場を広げます。 ・居場所を確保し、体験活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出会いの場をたくさんつくろう。 ・多くの出会いの場で、子どもを育もう。

※ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和。仕事と仕事を離れた個人の生活の両方について、どちらかが犠牲になることなく、それぞれをバランスよく充実させていこうという考え方のことをいいます。

○ 子どもの行動指針

区分	行動指針（子どもの取組）
生きる権利	・自分を大切にしよう。そして、家族や周りの人も大切にしよう。
参加する権利	・いろいろな方法で自分を表現し、自分を高めていこう。そのことによって、周りの人に迷惑を掛けたり、傷付けたりしないように気を付けよう。

3. 取組方針

市、地域、企業、家庭、学校等は、それぞれの立場で子どもを育てていく大人として、まずはできることから取り組むこととしています。

（１）市

子どもの権利を基本とした健全育成のための施策を推進します

市は、地域の実情に合わせた新たな施策を構築し、そのために関係部署が整合性を持って取組を進められるよう連携体制の確立を図るとともに、民間と行政が一体となった着実かつ効果的な施策を推進します。

（２）学校等

豊かな心を育むとともに、施設の開放や行事など、地域と協調・連携した施設づくりに努めます

学校等（学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、児童福祉施設などをいいます。）は、子どもが成長し、人格を形成する過程で、最も重要な時期に極めて大きな役割を果たす場です。

専門的知識や施設を活用し、子どものたくましく生きる力と豊かな心を育む教育、福祉の充実に努めます。

また、施設の開放や行事などを通して地域社会と協調・連携し、地域における子育て支援機関としての役割を果たしていきます。

（３）地域

住民みんなが結び合い、心豊かな子どもを育もう

地域社会は、子どものみならず、地域に住む全ての人々が日々充実した生活を営んでいくための大切な場です。近隣同士の連帯を深め、地域やボランティア団体等が相互の連携を保つことで、家庭や行政では充分果たせない領域を補うことができます。

今後は、子育てのための相互支援活動に、ますます積極的に取り組みましょう。

（４）企業

子育てや働く子どもを支援する職場環境を整備しよう

企業は、共働き世帯が増加する中で、子育て支援についても、その果たすべき役割が増大しています。

職業生活と子育てを中心とした家庭生活との調和を確保するため、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなどの社会的な貢献に努めましょう。

また、働く子どもがいる職場では、子どもが自立した一人の人間として成長していくために、知識・教養を高めたり、技術を習得したりする機会を与えましょう。

(5) 家庭

家庭は子育ての原点です。子どもの成長に合わせた適切な子育てをしよう

家庭は、社会の基礎集団で、子どもが生まれ育つ基本的な場です。子育てそのものが社会的な価値を持っているという認識の下、家庭では保護者が子育てに対する自覚と責任を持って協力し合いながら子どもを育てていく必要があります。

子どもの成長に合わせた適切な子育てができるように保護者も成長していきましょう。

(6) 子ども

子どもは自らの権利を自覚し、その権利を行使するに当たっては、社会や他人のことを思いやり、尊重しよう

子どもの権利は義務を果たすことを条件として認められるものではなく、生まれながらに全ての子どもに無条件にあるものです。

権利を行使するときには、自分の権利が尊重されているのと同じように他の人の権利も尊重しましょう。

第3章 行動計画・行動指針

I 生きる

子どもが安心して生きるために

条例第10条 子どもは、命が守られ、尊重され、安心して生きる権利を有する。

行動計画

市や学校等は子どもたちが安心して生きることを支援する施策を進めます。

1. 子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します

子どもの権利は、生まれながらにしてあるもので、決して義務を負うものではありません。条例に基づく子どもの権利についてその周知、啓発に努めるとともに生きることを通して命の大切さを学ぶ機会を提供します。

(1) 子どもの権利侵害に対する相談、支援と救済を実施します。

- ・子どもの権利に関する相談に対応する「子ども相談室」や権利侵害を救済する子どもの権利救済委員会の周知を図るとともに、関係機関と連携しながら問題の解決を図ります。

(2) 差別を許さない子どもを育成するため、人権教育を充実します。

- ・学校教育や保育等を行う中で、望ましい人間関係を形成し、一人ひとりの命や人権を尊重する意識と実践力を養う人権教育の更なる充実を図ります。
- ・道徳教育の推進や職場体験学習を通じてボランティア精神や社会生活上のルールを身に付け、豊かな心を育む取組を進めます。

(3) 子どもの権利について、正しい認識を深める学習を進めます。

- ・保育所(園)、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、学校、家庭、地域の連携強化を推進し、子どもの権利についての正しい認識を深める学習の機会を設けます。

(4) 義務教育段階から乳幼児と触れ合い、世話をする体験を持つことで命の大切さを実感できるようにします。

- ・児童生徒に対し、命の大切さを伝える性教育授業を実施するほか、実際に乳幼児との触れ合い等の機会を提供する等、将来、家庭の中で子どもを産み育てる役割と責任があることの自覚を促します。

(5) 子ども条例の周知について、更に取組を進めます。

- ・「子ども権利週間」(毎年11月20日の翌日から1週間)において「子どもの権利フォーラム(ばりっ子ひろば)」を開催します。
- ・研修会、講演会の開催や子ども相談室便りの配布を継続し、さらに、多くの市民への条例の周知について取組の強化を図ります。
- ・学校等と連携しながら、授業を通して条例の更なる周知を図ります。

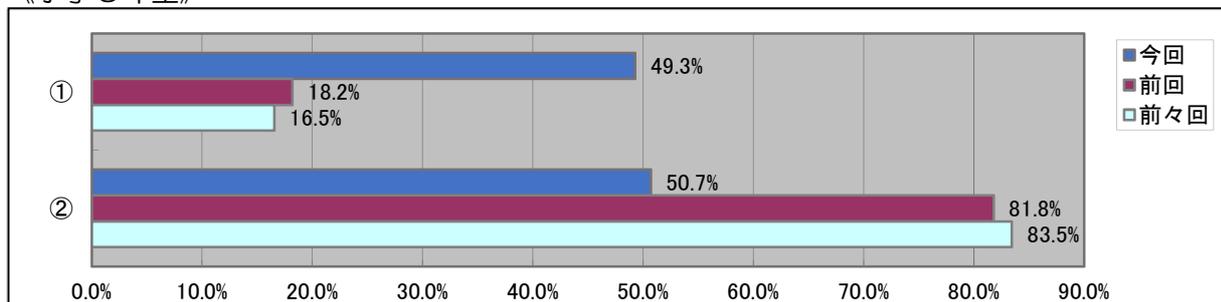
(6) 子どもが自己肯定感を持ち、自分の思いを表現する力を育てます。

- ・児童生徒に対し、自分で課題を見つけ、自ら考え、学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力、更には他人と関わる力や社会のルールに適応する力など社会性の育成を推進します。
- ・子どもが主体となる「子ども会議(ばりっ子会議)」等の企画・参加・運営を促進します。
- ・学校等において、人への信頼感を育む取組の充実を図ります。

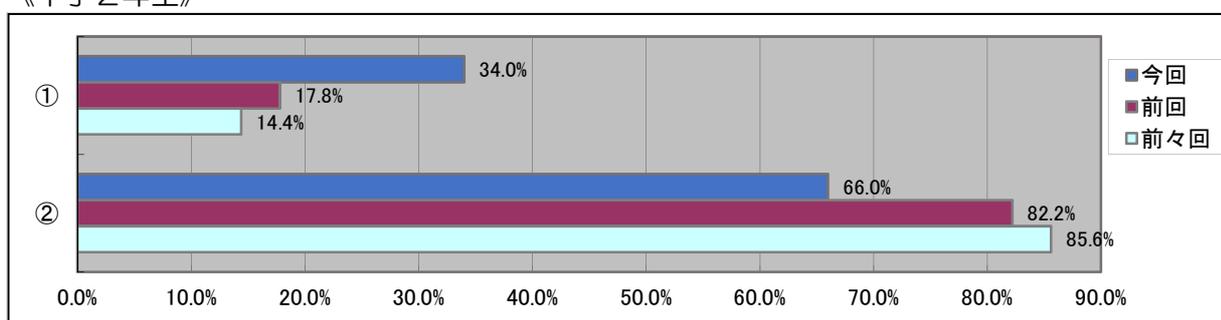
◇アンケート調査：名張市に「子ども条例」があることを知っていますか。

[回答：①知っている ②知らない]

《小学5年生》



《中学2年生》



※当該計画策定の検討資料として、令和3年5月に「子どもの権利に関する実態・意識についてのアンケート調査」を実施しました。当該計画書には、市内小学5年生と中学2年生の調査結果を掲載しています。なお、前回と表記しているのは平成29年5月、前々回と表記しているのは平成26年6月に実施した調査結果です。

2. 子どもの健康を守ります

福祉、医療、教育の連携で子どもを健やかに育む体制を整えます。

(1) 子どもの心身の健やかな発達を支援します。

- ・母子保健と子育て支援の取組など、福祉・医療機関や教育機関をはじめとして、地域づくり組織等含めた多様な主体との連携を強化し、名張版ネウボラとして妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行います。特に産前産後の不安解消のために心身のケアができる体制を整備します。
- ・思春期の身体的・精神的な健康を増進し、生涯を通じて自らの健康を高める能力を育てるための取組を進めます。
- ・市民一人ひとりが身近なところで医療サービス、相談を受けることができるための取組に努めます。
- ・新たな保育ニーズに対応する保育サービスの充実に努めます。
- ・保育所(園)、認定こども園、幼稚園において、障がい児の受入れを推進するとともに、乳幼児一人ひとりのニーズに応じた総合的な支援と指導を行い、就学前から就学へのスムーズな移行を行います。
- ・医師会の協力を得て、応急診療所における夜間や休日の小児一次救急医療を推進するとともに、市立病院においては、24時間365日の「小児救急医療センター」による二次救急医療の推進を図るほか発達支援外来やアレルギー外来など小児診療の充実に努め、安心かつ安全で信頼できる小児地域医療体制の充実に努めます。
- ・産み育てるにやさしいまちの実現を目指し、安心して出産できる医療体制を整備するため、市立病院の産婦人科開設に向けた取組を進めます。
- ・子ども発達支援センターにおいて、発達に心配のある子どもの早期発見、早期支援をするための相談・指導や各種事業の充実に努めるとともに、併設する教育センターや児童発達支援センターどれみ

ほか、保健・福祉・保育・教育・医療などの関係機関と連携し、発達障がいの児童とその家族への総合的な支援に努めます。

- ・学校における、途切れのない特別支援教育の充実を図るため、研修の充実と支援体制の強化に取り組みます。
- ・放課後等デイサービスやホームヘルプサービスなどの提供により、療育上の負担を軽減し、障がいのある児童を持つ保護者や家族を支援します。
- ・障害者総合支援法による基本的なサービスの充実のほか、公的サービスでは対応できないインフォーマルなサービスの整備とその調整を図り、在宅支援を充実します。
- ・第6期障害福祉計画の進捗を検証しつつ、関係機関と更なる連携を図りながら、総合的な支援に努めます。
- ・子育て家庭に対する経済的な負担の軽減を図るため、子育て家庭への児童手当の支給や保育料の軽減、子ども医療費の助成を推進します。
- ・ひとり親家庭の自立支援の促進に向けて、様々な支援制度を有効に活用した経済的支援を行います。

※障がいの表記については、これまでの計画策定時において、子どもの権利の視点から「しょうがい」を「障がい」としていることから、今回も同様に表記することとしました。ただし、法律や計画等の表記については、「障害」を用いています。

(2) 保育所(園)、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、学校での食育を推進します。

- ・望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために、関係機関と連携して、発達段階に応じた食に関する指導を充実します。
- ・保育所(園)・地域型保育事業所・認定こども園での給食における地産地消を推進するとともに、地域の食文化や伝統に関する理解と関心を深めます。
- ・食物アレルギー疾患を持つ児童に対しては、アレルギー対応食による給食の提供に努めます。
- ・学校等において、食事、運動、休養、睡眠等の規則正しい生活習慣を確立させるための取組を進めます。
- ・子どもが食の大切さや楽しみを実感し、食事のマナーや挨拶習慣など食や生活に関する基礎の習得ができるよう、家庭や地域と連携しながら取組を進めます。

行動指針

子どもが安心して、安全に暮らせること、個人として尊重され、「かけがえのない存在」であることを日々実感できることが子どもの思いやりを育てます。

子どもの「生きる」を地域や家庭で、大人たちが協力して支えていきましょう。

1. 子どもの安全、安心を守ろう (地域)

子どもが安心して生きるためには地域で支えることが大切です。

(1) 子どもが安心・安全に過ごせるまちをつくろう。

- ・子どもの目線に立った地域の安全マップを地域でつくろう。
- ・危険箇所の点検や改善等で子どもにやさしく安全な地域をつくろう。
- ・危険箇所への見回りを行おう。
- ・地域ぐるみで防災対策に取り組もう。

2. 子どもに愛情を持って接し、子どもの人格を尊重しながら育てよう (家庭)

子どもが一人の人間として尊重され、健やかに育まれることができる生活の場が大切です。
子どもの成長に合わせた支援をしましょう。

- (1) 子どもに愛情を持って接しよう。
- (2) 子どもが安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保しよう。
- (3) 子どもの健康を保持できるように努めよう。
- (4) 成長に応じて、適切な食事と睡眠がとれるように配慮しよう。
- (5) 家庭の中でお互いの人格を認め合い、助け合い、普段の生活の中で平等・公平な意識を大切にしよう。
- (6) 「男は仕事」「女は家事・育児」といったこれまでの役割分担意識を固定化するのではなく、家族で話し合い、支えあう意識を高めよう。

3. 自分を大切にしよう

そして、家族や周りの人も大切にしよう (子ども)

自分に一番大切なものは「命」です。命の代わりはありません。
命の大切さを考え、生きることはすばらしいと感じられる日々を過ごしましょう。

- (1) 学校、地域での様々な体験活動を通して命の大切さ、生きていることのすばらしさを体感しよう。
- (2) 家族や友達、周りの人を大切に、思いやりの心を持って行動しよう。
- (3) 一人で悩まないで、勇気を持って相談しよう。

数値目標項目

あなたは、名張市に子どもの権利を守り、子どもが健全に育つための“約束”(=「子ども条例」)があることを知っていますか。(数値は「知っている」割合)

学 年	第4次計画策定時の現状値及び目標値		第5次計画策定時の現状値及び目標値	
	H29年現状値	R3年目標値	R3年現状値	R6年目標値
小学5年生	18.2%	30.0%	49.3%	60.0%
中学2年生	17.8%	30.0%	34.0%	60.0%

Ⅱ 育まれる

子どもが家庭や社会、学校等で一人の人間としてよりよく育つために

条例第11条 子どもは、愛情と理解をもって、成長にふさわしい環境で生まれ、個性と能力の発達に合わせて、適切な指導及び教育を受ける権利を有するとともに、必要な休息、余暇又は遊びの機会を得る権利を有する。

行動計画

市や学校等は、自立性や豊かな人間性を育む活動を支援するとともに、活動の機会や場の提供に努めます。

1. 家庭教育を支援し、明るくいいき子育てができるようにします

家庭の教育力の低下、子育ての孤立化など、家庭での様々な問題がある中で、子育て家庭への適切な支援を行っていきます。

(1) 家庭教育を支援します。

- ・子どもの成長に係る家庭の教育力の向上を図る学習機会の提供を行うとともに、内容を充実させます。
- ・父親の子育て参加を促す参加型講座を多くの地域で開催します。
- ・保護者が子どもとの関わり方や家庭の大切さを学ぶことができる機会や場を提供します。

(2) 子育て支援を充実します。

- ・健やかな子育てや育児不安への対応のため、こども支援センターかがやきや子育て支援センターつくし、保育所(園)、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園等の福祉、教育、並びに保健所等の関係機関が連携し、「名張版ネウボラ」の取組を推進することで、子育て支援機能を充実します。
- ・地域において住民が互いに支え合って子育てを支援できるよう、ファミリー・サポート・センター事業やなかよし広場事業、子育てサークル活動の充実を図るとともに、交流会や研修会の実施による関係者の資質の向上を図り、子育て環境を充実します。
- ・男女が共に家族の一員として家事や子育てに参画できるよう、男女共同参画推進事業に取り組みます。
- ・マイ保育ステーションにおける在宅保育家庭への子育て支援充実を図り、「名張版ネウボラ」の取組に寄与します。
- ・子育て世帯への住宅の供給に当たり、それぞれのライフスタイルに合った住まいの情報提供に努めます。
- ・ひとり親家庭の自立支援を図るため、母子・父子自立支援員の資質の向上を図るとともに、関係機関や地域のひとり親家庭福祉協力員と連携し、的確な支援を行います。
- ・親から子どもへの貧困の連鎖を断ち切るべく、生活困窮家庭の子どもへの学習支援や望ましい職業観・勤労観を身に付けるための支援等に努めます。

2. 地域での子育てを支援します

地域での活動で様々な体験をすることにより、子どもの自主性や豊かな人間性が育まれます。
子どもを育む地域活動を奨励・支援し、地域で子どもを育てる意識が浸透するよう働き掛けます。

(1) 地域の子ども育成活動を支援します。

- ・子ども会やスポーツ少年団等、子ども育成活動をリードする指導者を養成します。
- ・子ども育成活動を支援する情報を提供します。
- ・青少年ボランティアの育成に努め、また、継続的に活動できるよう技術の向上や、活動機会の提供等を支援します。
- ・スポーツ・文化等の活動拠点として学校体育施設の開放を進めます。

3. 企業や市民団体の子育てを支援します

市民による子育てグループやボランティア活動など、子育ての自主的な取組は、社会で支える子育てという意味で大変重要な取組です。

市は、自主的な市民活動の支援と、企業の子どもへの関わりを進めていきます。

(1) 子どもへの育成に関する自主的な市民活動を促進します。

- ・子どもの健やかな育ちや安心・安全のために活動するグループの組織、育成を支援します。
- ・市民グループによる子育て支援や健全育成等に関する事業を支援します。
- ・市民参加型の自主的な子育てセミナーなどの開催を支援します。

(2) 子どもへの健全育成への企業の関わりを促進します。

- ・より多くの企業が子どもへの育成についての認識を高めていくよう、子どもの職場体験の機会の充実や、企業から学校等への講師の派遣などの働き掛けを行います。
- ・子育てに関する企業内研修等を奨励します。
- ・事業主や事業主団体へのワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)についての啓発、周知活動を推進し、イクボスの取組を支援します。

4. 社会のルールを守り、自立する心を育みます

学校等での学習や行事、活動を通し、社会規範や自主性を育てます。

(1) 交通安全や礼儀など、社会のルールやマナーを子どもが身に付けられるようにします。

- ・保育所(園)、幼稚園、学校における防犯、交通安全等の学習や行事を支援します。

(2) 友達との交流の中で、互いの考えを認め合うことの大切さや協調性を体得できるようにします。

- ・学校や地域と連携し、公共心や規範意識、他人を思いやる心などを育み、考え、議論する道徳教育を推進します。
- ・友だちや乳幼児・高齢者・地域の人と触れ合える機会や場の提供に努めます。

(3) 自分の事は自分でできるようになることに心を配り、自立する心を育てます。

- ・望ましい職業観・勤労観を身に付けるための学習や、夢を育み、その実現に向かって主体的に学ぶ子どもを育てるキャリア教育を推進します。
- ・基本的な生活習慣、対人関係等における望ましい行動の規範について、個々の発達段階に即して学習ができる保育を推進します。

5. 地域とともにある学校づくりを進めます

学校等は保護者や地域住民、事業者に対して協力や参画を働き掛け、地域の信頼に応える開かれた学校づくりを進めます。

- (1) 優れた知識や技術を持つ社会人、また、地域の伝統を受け継ぐ人などをゲストティーチャーとして迎えます。
 - ・地域の方の豊かな経験や伝統技術などを授業に取り入れるために様々な分野の専門家や活動のリーダーを招聘できるシステムを構築し、学校教育のより一層の充実を図ります。
- (2) 学校等の情報を積極的に保護者、地域へ提供し、意見、協力を受けながら開かれた施設づくりに努めます。
 - ・目指す子ども像の実現に向けた施設づくりができるよう、地域、保護者、行政、関係機関が協働して取り組みます。
- (3) 保護者や地域住民の訪問、行事参加（授業参観など）を幅広く柔軟に認めます。
 - ・学校等、家庭、地域が一体となって、子どもを育てる体制づくりを推進します。
- (4) 学校の空きスペースを開放し、地域行事等に有効に活用できるようにします。
 - ・地域の行事や事業、放課後児童健全育成への空き教室の有効活用を図ります。
- (5) 地域に開かれた学校づくりを進め、登下校の安全ボランティアや図書ボランティア等、地域住民に連携・協力を求めます。
 - ・地域全体で学校を支え、子どもを健やかに育むために、学校生活支援ボランティアの発掘、活用を図ります。

6. 学校教育等を充実させ、生きる力・豊かな心を育みます

学校教育などにおいて、「確かな学力」の定着や「生きる力」の育成を目指すとともに、いじめ防止の取組や、教育相談体制の整備充実、家庭や地域社会との連携を深めていきます。また、いろいろな体験や経験を積み、学ぶことにより、相手の気持ちや社会の在り方を理解することを通して豊かな心を育てます。

- (1) 学校教育を充実します。
 - ・児童生徒が、読書や音楽、絵画など、文化的活動を発表し、スポーツ活動の成果を発揮する機会を充実させ、豊かな情操や健全な心身を育みます。
 - ・障がいのある児童・生徒一人ひとりに必要な支援を行う特別支援教育を充実します。
 - ・児童生徒の学力、体力、生活状況を把握、分析し、指導体制の充実や指導方法の工夫、更に、子どもの状況に応じたきめ細やかな指導を推進します。
 - ・名張市教育センターにおいて、教職員対象の研修講座等を充実し、相談体制を整えるとともに、地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちに夢を実現する力、社会を拓く力を育む活動を推進します。
- (2) いろいろな体験の場を提供します。
 - ・義務教育段階から乳幼児と触れ合い、世話をする体験により、命の尊厳を実感させます。
 - ・地域社会の協力を得て、高齢者との交流、ボランティア体験などの体験学習を充実します。
 - ・望ましい職業観、勤労観及び仕事に対する知識技能を身に付けさせるため、各事業所における職場体験学習を進めます。
 - ・野外活動などの自然体験の機会の充実を図ります。
 - ・郷土の自然や伝統、文化、歴史等について学び、親しむとともに、主体的に継承できる環境を整備します。

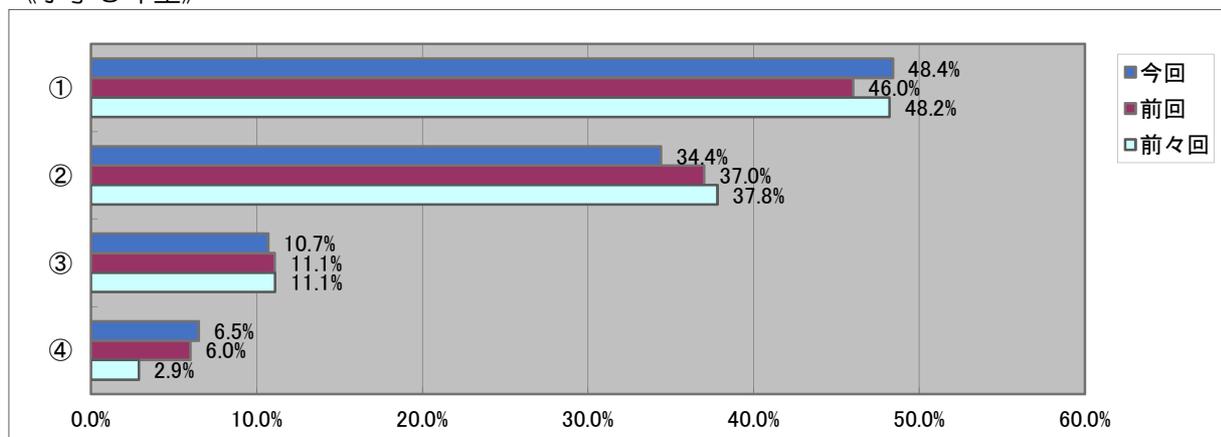
(3) 就学前の保育・教育を充実します。

- ・保育所(園)、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園において、子どもの基本的な生活習慣や態度を養います。
- ・人との関わりの中で、相手の話を聞き、相手を理解することや、協調の態度を養います。
- ・生命や自然及び社会の事柄についての興味・関心を育て、豊かな心、考える力を培います。
- ・音楽や絵画のほか、様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育みます。
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校の連携強化に取り組みます。

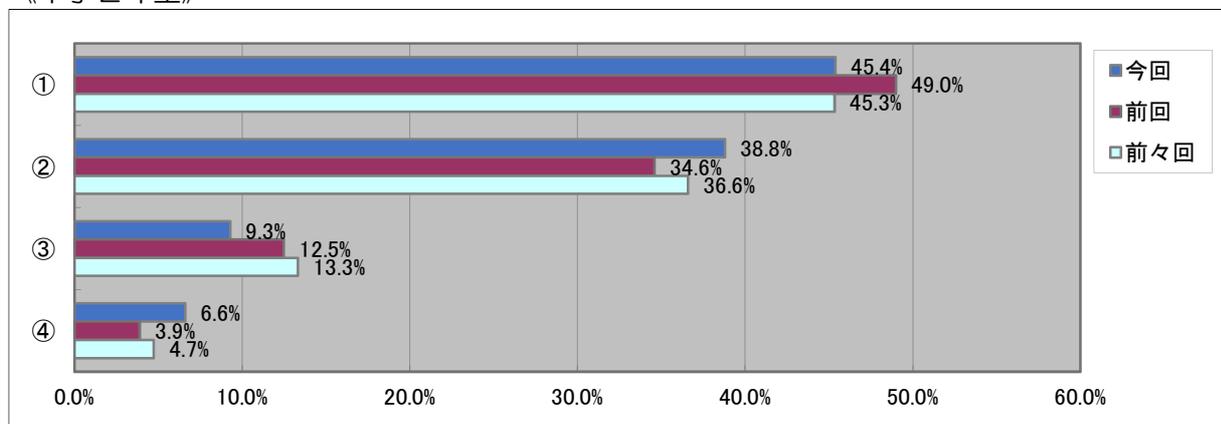
◇アンケート調査：学校に行くのが楽しいと思いますか。

[回答:①思う ②まあまあ思う ③あまり思わない ④思わない]

《小学5年生》



《中学2年生》



7. 困難を抱える子どもや家庭を支援します

ヤングケアラーの支援をはじめ、子どもの貧困対策を推進するとともに、外国籍の子どもへの支援の充実を図ります。

(1) ヤングケアラーに気づき、子どもの健やかな成長を育みます。

- ・子どもがその発達段階に応じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養うことの重要性を鑑み、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるよう支援します。

(2) 子どもの貧困対策を推進します。

- ・子どもが生まれ育った家庭の経済社会状況に関わらず、未来に対する夢と希望を抱き、貧困の連鎖を断ち切れるよう支援の充実を図ります。

(3) 外国籍の子どもへの支援の充実を図ります。

- ・外国籍を持つ子どもも、日本国籍を持つ子どもと同じように地域で安心して生活できるよう、子育ての情報提供、相談体制に充実を図ります。

(4) 相談体制の充実を図ります。

- ・核家族化の進展やコロナ禍の影響を受けて、子どもや子どもの保護者は孤独・孤立しやすい環境にあります。困ったときに気軽に相談できる人や窓口をできるだけ多く確保するよう充実を図ります。また関係機関が連携し、切れ目のない相談体制の確保に努めます。
- ・課題を抱える子どもや家庭を地域の支援機関へつなぎ、支援機関の専門職がボランティア、NPO、行政などと連携しながら、地域資源(地域の子育て広場など)を活用するなどして、課題解決に取り組む「社会的処方」の実践に向け、リンクワーカー養成研修などを通じて、人材育成、体制整備などを行います。

8. 職員の専門性の向上を図ります

教育や子育ての専門的機関として期待される役割を担うために、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

(1) 子育てや子どもへの指導力の向上を図る研修や今日的課題に応じた研修を実施します。

- ・教育センターを中心に、子どもの学びの支援や教職員の支援、子どもに係る家庭、地域や教育関係機関の連携支援機能を充実させるための事業を実施します。

(2) いじめ防止や児童虐待、ヤングケアラーに関する職員研修や相談体制など、職員の専門性の向上を図ります。

- ・いじめ防止や児童虐待に関する職員研修を実施し、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。また、ヤングケアラーに関する職員研修を実施し、見守り体制の強化を図ります。

(3) 発達に支援を必要とする子どもへの支援体制と家族への相談体制を強化するため、関係職員の専門性の向上を図ります。

- ・保育士、保健師、教職員、地域での支援者を中心に発達支援研修会を実施します。

行動指針

地域、企業、家庭それぞれの役割の中での取組を通して、心豊かな子どもを育みましょう。

1. 子育てを地域で見守ろう (地域)

安心して子どもを生み育てるために、地域で子育てを支えることが大切で、そのための場の提供や仕組みづくりが必要です。

(1) 地域に子育ての情報や活動をサポートするための場を設けよう。

- ・親同士が情報交換して連携できる機会を設けよう。

(2) 子育て体験を伝えていこう。

- ・子育ての先輩として、若い親の相談に乗り、アドバイスをしよう。

- (3) 子育てを卒業された方にも、地域の子どもにより一層関心を持ってもらおう。
・地域での子どもが関わる活動などを支援しよう。

2. 社会のルールをみんなで守ろう (地域)

社会のルールや社会規範は大人と子どもが一緒に実践し、守ることが大切です。
地域の中で自分の子どものように導きましょう。

- (1) 共に生きるために地域や家庭でのルール、マナーを教え、規範意識を高めよう。
・子どもへの声掛けや、あいさつを励行しよう。
・場面に応じて守るべきマナーを教えよう。
・必要なときは遠慮せず注意しよう。

3. 地域で人づくりを進めよう (地域)

子どもは地域の宝、地域のみんで次世代の人材を育みましょう。

- (1) 子どもの頃から地域の一員として活動や地域貢献ができる人づくりを進めよう。
・地域の行事などでの企画・運営の担い手を育てよう。
- (2) それぞれが持つ知識や技術を地域のために活用しよう。

4. 子育てに企業も一緒に関わろう (企業)

社会をよくしていくために、社会全体で子どもを育てていく必要と企業の役割について認識を深めましょう。

- (1) 企業内の福利厚生行事の中で、子どもの健全育成に貢献する活動を行い、親子で参加できる機会を提供しよう。
- (2) 子どもの権利や子育て支援に関して従業員同士で話し合おう。
- (3) 子どもが働く職場では、子どもが希望すれば高等学校の教育を受けたり、技術の習得に参加したりできる機会を与えよう。

5. ワーク・ライフ・バランスの取組を進めよう (企業)

従業員が子育てや子どもの教育(授業参観など)のために、休暇取得や定時帰宅ができる職場づくりを進めましょう。

- (1) 授業参観、懇談会などで子どもの学校などへ行ける職場づくりを進めよう。
- (2) 少なくとも週1回は早く帰宅し、子どもとのコミュニケーションの時間が持てる職場づくりを進めよう。
- (3) 子どもに関する福利厚生制度の向上に努めよう。
・従業員の育児休業や看護休暇が取れる職場環境を整えよう。
・保育所(園)などへの送迎時間に配慮しよう。
・企業内託児所の整備に努めよう。

6. 家庭内のコミュニケーションを大切にしよう（家庭）

あいさつはコミュニケーションの基本です。

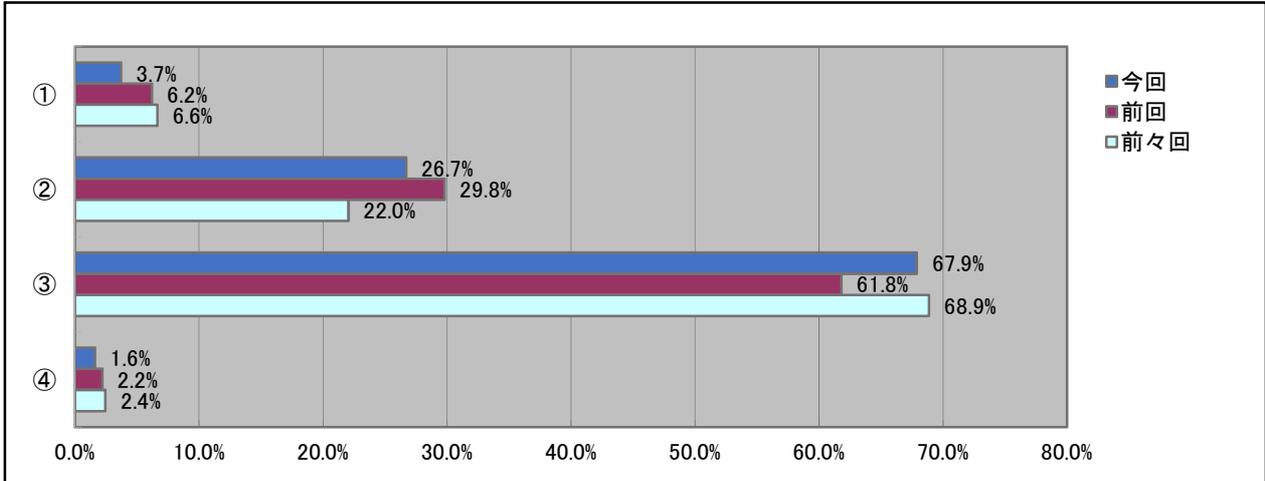
家族が共に過ごす時間を増やす工夫やお互いが自分を出し合える会話をするなど、家庭がやすらぎの場となるよう豊かな家族関係を築きましょう。

- (1) 家族がお互いにあいさつを交わす習慣を付けよう。
- (2) 食事のときはテレビを消す、スマートフォンを使わないなど、家族で落ち着いて話をする機会をつくろう。
- (3) 保護者が従事している仕事のことや地域のことを積極的に子どもに話をして、子どもに生きる意義、地域との関わりの大切さを伝えよう。
- (4) 子どもの話をしっかり聴いて、子どもの思いや考えを受け止めよう。
- (5) できるだけ家族そろって食事をとるようにしよう。
- (6) 家族全員で共通の行事について話し合い、一緒に活動できる機会を持とう。

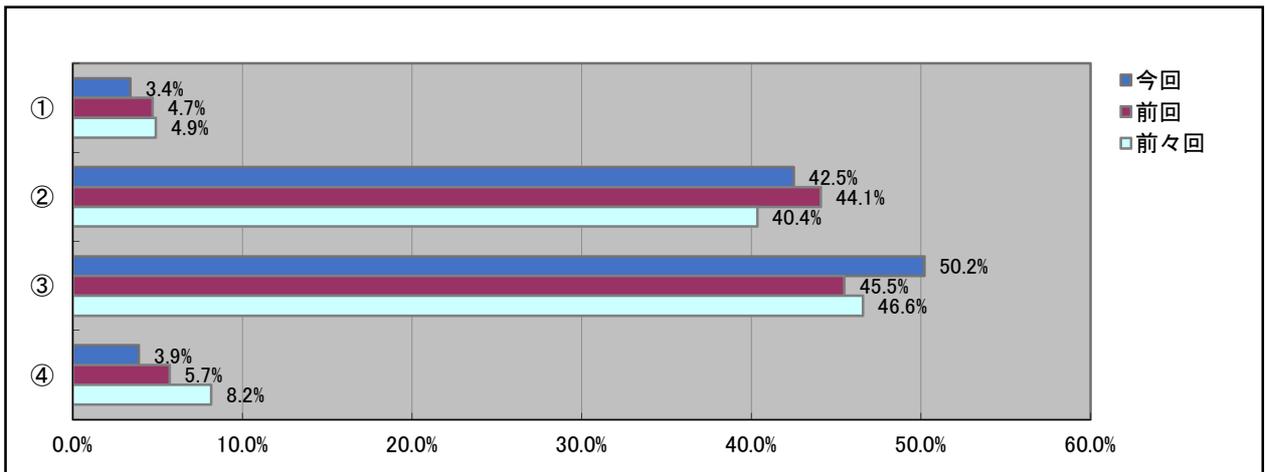
◇アンケート調査：家族と一緒に食事をしますか。

〔回答：①朝食のとき ②夕食のとき ③朝・夕とも ④しない〕

《小学5年生》



《中学2年生》



7. 家庭のルール・社会のルールを身に付けよう (家庭)

家族で話し合った約束ごとをお互いが守ることを通して、自分を律しルールを重んじる心が育ちます。子どもの発達に応じて、守るべきルールを丁寧に伝える努力が大切です。また、子どもが家庭で役割を担うことは、自立への第一歩です。

- (1) 子どもの良いところはしっかりと褒め、悪いことやしてはいけないことをしたときは、きちんと注意しよう。
- (2) 大人自らが、社会のルールやあいさつ、言葉づかい、他人への思いやりなど子どもの模範となる礼儀や基本的な生活習慣を子どもに示そう。
- (3) 隣人へのあいさつなどを通し、保護者自身が身近な人のことを知ろう。
- (4) 家族の一員として子どもに役割を持たせ、家事に参加させよう。

8. 基本的な生活習慣を身につけさせよう (家庭)

家庭では子どもたちがきちんとした生活習慣を身に付けられるよう根気よくしつけることが大切です。

- (1) 家族全体で生活のリズムを整え、規則正しい生活をし、決まった時間に朝食をとることができるようにならう。
- (2) 子どもに十分な睡眠と、早寝早起きの習慣を身に付けさせよう。

数値目標項目

家で何かを決める時あなたの意見を聞いてもらえますか。(数値は「聞いてもらえる」割合)

学 年	第4次計画策定時の現状値及び目標値		第5次計画策定時の現状値及び目標値	
	H29年現状値	R3年目標値	R3年現状値	R6年目標値
小学5年生	69.9%	73.0%	71.9%	75.0%
中学2年生	61.6%	65.0%	72.2%	75.0%

Ⅲ 守られる

子どもの健やかな育ちを守るために

条例第12条 子どもは、安心して育つために、虐待をはじめ、身体的及び精神的に有害な環境から保護される権利を有するとともに、プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないことが保障される。

行動計画

市や学校等は、子どもの権利に関わる相談や支援を行います。また、市民や関係団体と連携して子どもが安心して、安全に暮らせるまちづくりに努めます。

1. いじめ、虐待はしません、許しません

人をいじめることは人間として許されない行為です。いじめ・虐待から子どもを守る体制の充実、地域との連携強化を進めます。

(1) いじめには毅然とした態度で対応します。いじめを許さない心情といじめをなくす実践力を育てます。

- ・生命や人権を尊重する態度、あらゆる差別をなくそうとする意欲と実践力を育む人権教育を推進します。
- ・「名張市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを許さない心情といじめをなくす実践力を育てる教育を推進します。

(2) 虐待についての理解を深める啓発活動を行います。

- ・虐待防止に係る啓発活動を強化します。

(3) 地域住民、関係機関との連携による虐待防止体制を充実します。

- ・要保護児童及びDV被害者等の適切な保護を図るために、関係機関と連携し、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に向けて積極的に取り組みます。
- ・母子保健と子育て支援の取組を医療機関、福祉機関や教育機関をはじめとして、地域づくり組織等を含めた多様な主体との連携を強化し、名張版ネウボラとして妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うことで児童虐待の発生予防に努めるとともに、養育支援に積極的に取り組みます。

2. 地域とともに子どもを守ります

今、子どもを取り巻く社会では、子どもの健全育成に有害な事象が増えています。地域と連携して有害な環境や犯罪、事件から子どもを守る取組を進めます。

(1) 有害図書や薬剤など、子どもを取り巻く有害環境の浄化を進めます。

- ・子どもの犯罪被害防止意識の醸成、子どもを見守るパトロール等の推進等による子どもを取り巻く有害環境浄化活動に努めます。

(2) 子どもの安全を確保する取組を進めます。

- ・危機管理マニュアルに基づき学校等の安全対策を充実します。
- ・地域と情報を共有し、連携する体制を整えます。

- ・学校等における防犯、交通安全等の学習や行事を支援し、学校の危機管理についての理解を深めるとともに、地域を挙げて組織的に子どもを見守り育てるシステムを構築します。
- ・学校等における防災教育を推進します。
- ・子どもや子ども連れの保護者の視点に立った道路交通環境の整備を推進するとともに、通学路をはじめとした安全・安心な道路整備を進めるため、三重県公安委員会や関係機関と協議を重ねます。
- ・家庭内での事故予防に対する保護者の意識を高める啓発を進めます。
- ・子どもが不慮の事故にあった際に適切な救急処置ができるよう、学校等の職員のほか、広く市民を対象に知識と技術の習得の機会を拡充します。

(3) 喫煙防止、薬物乱用防止教育や性教育、デートDV防止教育など、子どもに身近で、より深刻な課題に取り組みます。

- ・児童生徒に対し、関係機関と連携し、薬物乱用防止教室や性教育、デートDV防止教育、生活習慣病予防等の教室を開催します。

※「デートDV」:恋人間での体、言葉、態度による暴力のことをいい、親密な相手を思い通りに動かすために使われるあらゆる種類の暴力のことです。

(4) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制を充実します。

- ・子どもの権利の侵害に対し、子ども相談室など救済・支援体制の充実を図ります。

行動指針

子どもの安全を守ることは家庭の役割であり、地域の支援が必要です。

子どもにとって有害となる環境の認識とその対応を家庭、地域で考え、子どもを守りましょう。

1. 地域ぐるみの見守りと支援の輪をつくろう (地域)

隣近所の安心・安全をお互いに守りあい、そのための結び付きを深めましょう。

- (1) 日頃から地域住民同士の結びつきを深めるなかで子どもを見守り、いじめ・虐待などの発生防止に努めよう。
- (2) 子どもの安全を地域で見守ろう。
 - ・地域の子どもたちへ「おはよう」「こんにちは」など声掛けしよう。
 - ・通学路や公園を点検し、犯罪や事故が起こりにくい環境にしよう。
 - ・登下校の見守りや「子どもを守る家」に参加しよう。

2. 子どもの見守りに企業も参加しよう (企業)

地域の安心・安全に積極的に取り組み、子どもが安心して、安全に暮らせるまちづくりに貢献しましょう。

- (1) 仕事の中で、できるだけ登下校等の子どもたちへの目配りや声掛けを行ったり、子どもが不安を感じて駆け込める店として協力しよう。
- (2) 仕事で車を運転する機会に、子どもを見守るパトロール活動に協力しよう。

3. 家庭から有害環境をなくし、プライバシーを守ろう（家庭）

あらゆる情報があふれる中で、家庭でもインターネットなどの情報内容に関心を持ち、子どもが有害な情報に触れることがないように配慮する必要があります。

(1) 子どもの成長に有害な図書や情報に近づけないようにしよう。

- ・子どもに有害な本や新聞等は家庭には持ち込まないようにしよう。
- ・子どもたちのスマートフォンやインターネットの利用状況を把握し、トラブルや犯罪被害から守ろう。
- ・フィルタリングサービスを利用し、有害情報から子どもを守ろう。

(2) 成長に応じて、子どものプライバシーが保たれるよう配慮しよう。

※「フィルタリングサービス」:違法・有害な情報を選んで排除するサービスのことをいいます。

数値目標項目

名張市に、子どもが困った時に相談できる「子ども相談室」があることを知っていますか。(数値は「知っている」割合)

学 年	第4次計画策定時の現状値及び目標値		第5次計画策定時の現状値及び目標値	
	H29年現状値	R3年目標値	R3年現状値	R6年目標値
小学5年生	65.7%	69.0%	54.5%	75.0%
中学2年生	70.6%	74.0%	51.8%	75.0%

IV 参加する

子どもが自ら社会に参加するために

条例第13条 子どもは、自由に自己の表現や意見を表明する権利を有し、そのための十分な機会が得られ、また仲間づくり及び健全な集いの自由が認められる。

行動計画

市や学校等は、子どもたちに、様々な体験ができる機会と場を提供するとともに、学校施設を地域の行事に活用できるように努めます。

1. 子どもが、積極的に参画できる機会と場を広げます

子ども自身が考え、行動することが「生きる力」となります。子どもが受身でなく能動的に活動できる機会と場の提供が子どもを育みます。

- (1) 市政について、子どもの意見を求める子ども会議を開催します。
 - ・子どもの意見を市政に反映させるため、子ども会議を開催します。
- (2) 子どもによる企画、運営等、子どもの自主的な活動を支援します。
 - ・子ども主体の催しである「ぱりっ子広場」を子どもの自主的参加により開催します。
- (3) 学校内外の諸行事や諸活動に子どもの意見を反映させます。
 - ・学校行事、児童会・生徒会活動や、児童館等での活動に、一人ひとりの子どもが、より積極的に自分の意見を表現できる取組を推進します。
- (4) 学級会、児童会等、子どもの自治的な活動を支援します。
- (5) 未就園の子どもを対象とした施設の開放や遊び場を増やし、サークル活動を支援します。
 - ・子育てサークルの育成支援に努めます。

2. 居場所を確保し、体験活動を支援します

子どもが、様々な体験活動をすることは、子どもが自ら考え、判断し、行動する力や思いやりのある心を育みます。

市は、子どもを育てる活動を支援するほか、子どもの健やかな成長を図るため、子どもの様々な体験活動の充実や健全育成活動を進めていきます。

- (1) 子どもが人間関係を築き、安心して心を開いて話せる居場所の確保に努めます。
 - ・一人ひとりの子どもにとって、居心地の良い学級集団づくりを進めます。
 - ・放課後子ども教室については、地域の実情に応じた多様な運営により、事業の充実を図ります。
 - ・放課後児童クラブの運営については、各地域に設置された運営委員会と連携を図り、更なる放課後児童対策の充実を進めます。
 - ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を更に図りながら、余裕教室等の活用を踏まえ、一体的な運用についても検討します。
 - ・学校や地域と連携し、子どもが気軽に集まれる場所の確保に努めます。
 - ・学校や家庭と異なる子どもの居場所として、子ども食堂等の確保に努めます。

(2) 地域で行う子どもの体験活動を支援するため、情報の提供や、事業の円滑な実施を支援します。

- ・市民主体の青少年健全育成活動の充実に努めます。

(3) 様々な体験の中から人と人との触れ合いを通して生きる力を身につける体験活動を充実します。

- ・様々な体験ができる場や、心に感動を覚えることができるような機会を提供します。
- ・地域における子どもの社会奉仕を進めます。

行動指針

子どもがいろいろな場に参加することは、活動を通して人とのつながりが広がるばかりでなく、子どもが社会性を身につけることや、自己を高めることにつながります。

1. 出会いの場をたくさんつくろう (地域)

放課後や休日に、異年齢の友だちや地域の大人と一緒に様々な触れ合いや体験をすることができる場として、子どもの「居場所」を設けましょう。

(1) 地域の行事などについて話し合う「子ども集会」や「子どもと大人の集会」を開こう。

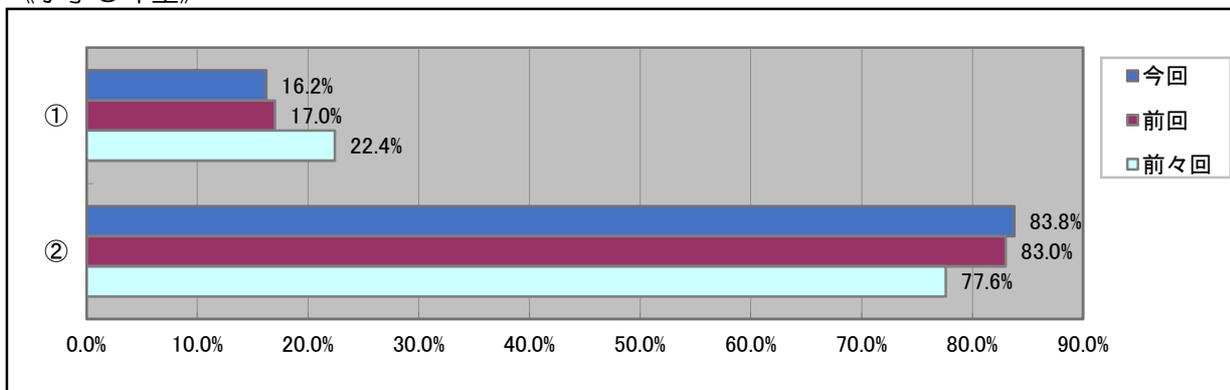
- ・大人と子どもが討議した意見を地域の活動に反映させよう。
- ・中高生が子どものまとめ役となりながら、一緒に知恵を出し合おう。
- ・地域に大人と子どもによる遊びの場を設けよう。
- ・子どもの夢や希望、将来のことなどを語り合う機会と場を設けよう。

(2) 地域の行事、子どもの行事等に家族そろって参加し、「顔見知り家族」の輪を広げよう。

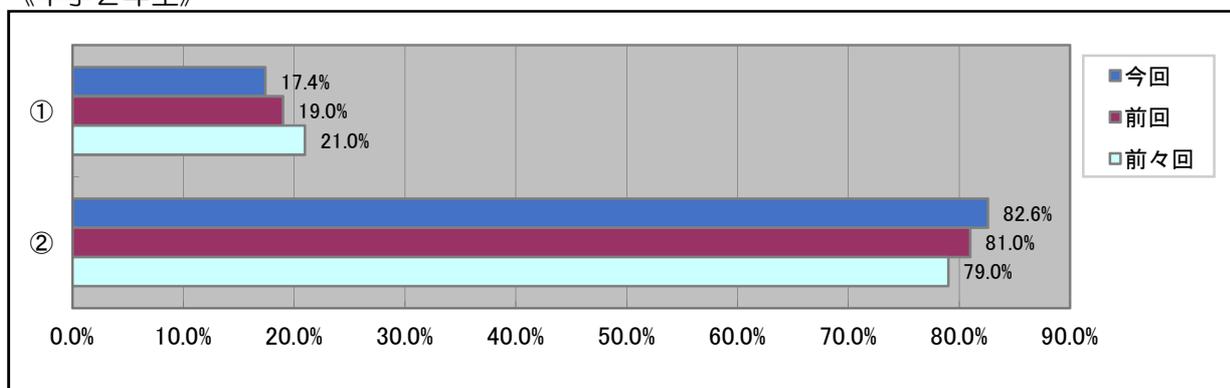
(3) 大人が子どもの良き先輩として、子どもの相談に乗ろう。

◇アンケート調査：地域のことにしても子どもの意見を聞いてほしいと思うことはありますか。
 [回答:①ある ②ない]

《小学5年生》



《中学2年生》



2. 多くの出会いの場で、子どもを育もう（家庭）

多くの人との出会いとつながりの中でこそ、大人も子どもも成長できます。

子どもの意欲と関心を引き出し、高める様々な体験の場と機会を持ち、感動する心を育て個性を育みましょう。

- (1) 子どもの関心事を大切にし、意欲を伸ばす機会をつくろう。
- (2) 保護者の一生懸命な姿を子どもに示そう。
- (3) 地域での子どもが係わる活動やスポーツ活動への自主的な参加を支援しよう。
- (4) 自立への試みや自己表現ができるよう、多くの人と出会える地域活動や学校行事等に家族が進んで参加しよう。
- (5) 保護者が地域活動に積極的に参加しよう。

3. いろいろな方法で自分を表現し、自分を高めていこう

そのことによって、周りの人に迷惑を掛けたり、傷付けたりしないように気を付けよう（子ども）

自分の好きなこと、得意なことで自分を表現し、他人から認められることは自分に自信を持つことができ、生きていることの素晴らしさを感じることができます。

一人よがりになったり、人に迷惑を掛けたり、傷付けたりしないよう、他人を尊重し、自分の「一生懸命」に取り組もう。

（１）自分の意見を言う時は責任を持ち、周りの人の意見も大切にしよう。

※一生懸命とは、1か所の領地(土地)を命を懸けて生活の頼みにする「一所懸命」から、命がけで物事をする事、また、そのさまをいいます。ここでは、「一所懸命」＝「一生懸命」に取り組めることがらを一人ひとりが見つけ、挑戦し、自分を高めていく大切さをいいます。

数値目標項目

あなたは「ばりっ子会議」に参加したいと思いますか。（数値は「参加したい」割合）

学 年	第4次計画策定時の現状値及び目標値		第5次計画策定時の現状値及び目標値	
	H29年現状値	R3年目標値	R3年現状値	R6年目標値
小学5年生	9.9%	15.0%	12.1%	15.0%
中学2年生	7.6%	10.0%	6.1%	15.0%